

川崎市告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和8年5月27日

川崎市長 福田紀彦

令和8年度 施術（あん摩・マッサージ）の部 変更

| 指定番号 | 変更 年月日 | 名称 開設の場所 | 施術者名 | 変更事項（前） |
|--------|-----------|--|------|-------------------------------------|
| 川-4139 | 令和8年4月16日 | パディファミリーこころ 訪問マッサージ・はり・きゅう 東京都中央区築地4-4-14-213 | 永田宏之 | 永田宏之 多摩区宿河原3-22-15 シャトー宿河原301 |